

呉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

呉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

呉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年呉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会，<u>公営企業管理者</u>若しくは消防長，市が設立した地方独立行政法人，他の地方公共団体の機関，他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人，法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 市長 <u>(公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。)</u>，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会若しくは消防長，市が設立した地方独立行政法人，他の地方公共団体の機関，他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人，法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の第12条の規定によってした手続その他の行為は、この条例による改正後の第12条の規定によってしたものとみなす。